

教育訓練給付制度に関するお願い

教育訓練給付制度を活用される方は「1」～「4」、活用されない方は「4」を御確認ください。

1 支給までの流れ

受講の2週間前までに訓練前キャリアコンサルティングにてジョブカードの交付を受け、受給資格確認
→ **必要書類提出** → **研修修了** → **必要書類提出** → **指定の口座へ支給**

※訓練前キャリアコンサルティング、受給資格確認は電子申請でも可能となりました。まずはお近くのハローワークまでお問合せください。

・厚生労働省ホームページ「教育訓練給付制度」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

・教育訓練給付の電子申請が誰でも「可能」になります！

<https://www.mhlw.go.jp/content/001202263.pdf>

☆支給されるまでの手続きはご自身で行っていただく必要があります。

研修実施主体の県や介護支援専門員協会が行うのは、ハローワークへの一部提出書類の送付のみです。
「2 提出物」に記載の書類は研修終了後、対象者にお渡ししますので、「1 支給までの流れ」に沿って各自、手続きを進めていただきますようお願いいたします。

- ・教育訓練講座の名称:主任介護支援専門員研修(通信)
- ・指定番号:3622003-2410013-5
- ・指定期間:令和6年4月1日～令和9年3月31日

2 提出物

研修修了後、ハローワークへ次の書類をご提出ください。

- ・教育訓練給付金支給申請書用紙
- ・教育訓練修了証明書
- ・領収書

※教育訓練給付金支給申請書用紙、教育訓練修了証明書及び適格請求書記載事項通知書は、修了証とともに県長寿いきがい課から送付いたします。

※領収書は、納入通知書控、適格請求書記載事項通知書、教材費に関する領収書を指します。

なお、教材費に関する領収書は徳島県介護支援専門員協会からテキスト購入時に発行されますので、くれぐれも紛失しないよう、お気をつけください。

3 その他

申込年度の研修を受講、修了しなければ支給対象となりません。

4 研修修了後のアンケート

教育訓練給付制度は、3年ごとに更新され、その実績は更新時の判断材料となります。

研修修了後、受講申請時のメールアドレスにアンケートをお送りしますので、各自回答ください。

教育訓練給付制度の利用の有無にかかわらず、**全員必須回答**です。ご協力をよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

教育訓練給付制度の一連の手続き : お近くのハローワーク、労働局

領収書の再発行等 : 徳島県介護支援専門員協会(TEL:088-678-4200)

修了証明書の再発行等 : 県長寿いきがい課(TEL:088-621-2247)